

議 案 第 6 号

富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市税条例（昭和32年条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、富士見市税条例の一部を改正したいので、地方自治法
第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市税条例の一部を改正する条例

富士見市税条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。